

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年8月5日(2021.8.5)

【公開番号】特開2019-165810(P2019-165810A)

【公開日】令和1年10月3日(2019.10.3)

【年通号数】公開・登録公報2019-040

【出願番号】特願2018-53782(P2018-53782)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月25日(2021.6.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行うことが可能な遊技機において、

表示手段と、

線状のデザインを少なくとも含む第1装飾体及び第2装飾体を重畳可能に備え、

前記第1装飾体と前記第2装飾体とが重畳した状態において、重なり合う線状のデザインが視認可能であり、前記第1装飾体と前記第2装飾体のうち少なくとも一方を動作させることにより、前記第1装飾体に形成された線状のデザインと、前記第2装飾体に形成された線状のデザインとの交点を移動させる特定演出を実行可能であり、

前記表示手段は、前記第1装飾体及び前記第2装飾体の動作態様に応じた演出表示を表示可能である、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

(A)遊技を行うことが可能な遊技機において、

表示手段と、

線状のデザインを少なくとも含む第1装飾体及び第2装飾体を重畳可能に備え、

前記第1装飾体と前記第2装飾体とが重畳した状態において、重なり合う線状のデザインが視認可能であり、前記第1装飾体と前記第2装飾体のうち少なくとも一方を動作させることにより、前記第1装飾体に形成された線状のデザインと、前記第2装飾体に形成された線状のデザインとの交点を移動させる特定演出を実行可能であり、

前記表示手段は、前記第1装飾体及び前記第2装飾体の動作態様に応じた演出表示を表示可能である、

ことを特徴とする。

(1)上記目的を達成するため、本願に係る遊技機(例えば、パチンコ遊技機1)は、遊技を行うことが可能な遊技機において、線状のデザイン(例えば、デザイン溝231、デ

ザイン溝 251) を少なくとも含む第1装飾体(例えば、第1装飾体230)及び第2装飾体(例えば、第2装飾体250)を重畠可能に備え(例えば、図5に示すように、第1装飾体230と第2装飾体250とは重ねて設けられる)、前記第1装飾体と前記第2装飾体とが重畠した状態において、重なり合う線状のデザインが視認可能(例えば図9に示すように、デザイン溝231とデザイン溝251が視認可能)であり、前記第1装飾体と前記第2装飾体のうち少なくとも一方を動作させることにより、前記第1装飾体に形成された線状のデザインと、前記第2装飾体に形成された線状のデザインとの交点を移動させる特定演出を実行可能である(例えば、図9(a)~(c)に示すように、交点a、b、c、dが移動する)、ことを特徴とする。